

千葉県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1号に定める男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、千葉県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、推進本部を主宰する。
- 3 副本部長は副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(幹事会)

第4条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総合企画部長をもって充て、幹事会を主宰する。
- 4 副幹事長は総合企画部次長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第5条 推進本部は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が議長となる。ただし、幹事長は、幹事会を招集する場合において、前条第5項に規定する幹事全てが出席する必要がないと認めるときは、出席者をその一部に限定することができる。

(協力要請)

第6条 本部長は特に必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員に推進本部への出席及び資料の提出等、協力を要請することができる。

- 2 前項の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総合企画部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 千葉県女性政策推進本部設置要綱（平成8年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表 1

千葉県男女共同参画推進本部

区 分	職 名
本 部 長	知 事
副 本 部 長	副 知 事
本 部 員	出 納 長
	総 合 企 画 部 長
	総 務 部 長
	健 康 福 祉 部 長
	環 境 生 活 部 長
	商 工 労 働 部 長
	農 林 水 産 部 長
	県 土 整 備 部 長
	水 道 局 長
	企 業 庁 長
	病 院 局 長
	教 育 長
	警 察 本 部 長
	人事委員会事務局長
計	本部長ほか15名

別表 2

幹 事 会

幹 事 区 分	幹 事 の 所 属 及 び 職 名	
	所 属	職 名
幹 事 長	総合企画部	総合企画部長
副幹事長	総合企画部	総合企画部次長
幹 事	総合企画部	政策推進室長 企画調整課長 広報グループ長 統計課長 交通計画課長 男女共同参画課長
	総 務 部	総務課長 管財課長 市町村課長 政策法務課長 学事 課長 消防地震防災課長 情報政策課長 職員能力開発 センター
	健康福祉部	健康福祉政策課長 健康福祉指導課長 健康づくり支援 課長 疾病対策課長 児童家庭課長 高齢者福祉課長 障害福祉課長 保険指導課長 医療整備課長 薬務課長 衛生指導課長
	環境生活部	環境政策課長 大気保全課長 水質保全課長 自然保護 課長 資源循環推進課長 県民生活課長 NPO活動推 進課長 文化振興課長 交通安全対策課長
	商工労働部	経済政策課長 経営支援課長 産業振興課長 観光課長 雇用労働課長 産業人材課長
	農林水産部	農林水産政策課長 団体指導課長 安全農業推進課長 農村整備課長 農業改良課長 林務課長 みどり推進 課長 水産課長 漁港課長
	県土整備部	県土整備政策課長 道路環境課長 河川計画課長 河川環境課長 港湾課長 公園緑地課長 下水道課長 建築指導課長 住宅課長
	水 道 局	総務企画課長
	企 業 庁	企業総務課長 幕張新都心整備課長
	病 院 局	経営管理課長
	教 育 庁	教育総務課長 教育政策課長 財務施設課長 県立学校 改革推進課長 生涯学習課長 指導課長 教職員課長 学校保健課長 文化財課長 体育課長
	警 察 本 部	警務課長 会計課長 教養課長 生活安全総務課長 少年課長 生活経済課長 地域課長 刑事総務課長 捜査第四課長 交通安全教育課長 交通規制課長
	人事委員会 事 務 局	任用課長, 給与課長

※幹事：総合企画部政策推進室長ほか84名